



Title	カント「法論」における道德法則の位置づけ
Author(s)	米田, 恵
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2026, 59, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/104624
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カント「法論」における道徳法則の位置づけ

米田 恵

キーワード：カント／法論／道徳哲学／義務理論／拘束性

序論

イマヌエル・カントの『人倫の形而上学』『法論の形而上学的定礎』（1797年）（以下、「法論」）は、その出版以来、ショーペンハウアーによる「カントの老衰から生じる誤謬の絡み合い」¹⁾ という酷評に代表されるように、カントのその他の著作に比して哲学的に劣った著作であると見なされ、長い間軽視されてきた。カントの法哲学に示されてきたこの軽視は、1970年代から増大したテキスト精読の取り組みを通じて、その業績のポジティブな評価へと徐々に移行してきた。こうした経緯において、1984年にヴォルフガング・ケアスティングは、その記念碑的著作である教授資格論文 *Wohlgeordnete Freiheit*²⁾（以下、『自由の秩序』）を出版している。そこでケアスティングは、カントの法哲学を「包括的に哲学的に復権させること」（Kersting 2007, 71）を目指し、「法論と批判的道徳哲学との必然的で体系的な結合」（Kersting 2007, 73）のうちにこそ、法の妥当理論的基盤を見出していることを論証している。

この妥当理論上の議論においてケアスティングは、その理論構築の核とな

-
- 1) Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, Stuttgart : P. Reclam , 1987, S.473.
 - 2) Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, De Gruyter, 1984; 3. erweiterte und bearbeitete Auflage, mentis 2007.

るいくつかの部分に関して、自らの議論がゲルトルート・ショルツの論考に基づいていることを示唆している³⁾。このことは注において示され、『自由の秩序』の本文ではショルツの議論について言及されることはないが、前年の1983年に刊行されたケアスティングの論文「カント法哲学の新たな解釈」⁴⁾には、彼女の議論についてのやや詳細な論述が見られる。ケアスティングによれば、カントの法哲学と道徳哲学との関係について、「関連するテキストの章句の入念な分析に基づいて追求しようとした」(Kersting 1983, 287)のは、1972年にケルン大学に提出されたショルツの博士論文⁵⁾が初めてであった。ケアスティングはこの1983年の論文で、カントの法理論を『実践理性批判』で展開された道徳哲学に基礎をもつものとして解釈する彼女の論証を正当なものとして取り扱っている。そして翌年の『自由の秩序』においても、概ね彼女の議論に沿った仕方で、自らの「法論」解釈を展開している。

本論では、法論と道徳哲学との関係に関するショルツの議論を主題化する。まず第1節で、彼女の所論の詳細を確認し、さらに第2節で、彼女の論考を「根拠のない論文」として退ける立場を示すハリオルフ・オーバラーの解釈を確認する。その上で最後に、ショルツとオーバラーの見解を比較し検討することによって、ケアスティングの評価に見て取れるように、ショルツの議論がカント解釈としての首尾一貫性を備えているということを結論として示す。

第1節 ショルツの見解

(1) 法の「存在根拠」としての超越論的自由

ケアスティングによって、カントのテキストの「入念な分析に基づいた」

3) 具体的には以下の5箇所ではショルツの議論が参照されている。Kersting(2007) S.84 Anm.12; S.98 Anm.38; S.101 Anm.43; S.102 Anm.45; S.144 Anm.159.

4) Wolfgang Kersting, *Neuere Interpretationen der Kantischen Rechtsphilosophie*, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung* Bd. 37, 1983, S. 282-298.

5) Gertrud Scholz, *Das Problem des Rechts in Kants Moralphilosophie*, Diss. Köln, 1972.

ものと評されたショルツの論考において、具体的に彼女が扱うのは、『人倫の形而上学』の「人倫の形而上学への序論」および「法論への序論」、そして『実践理性批判』の「純粋実践理性の分析論」である。これらのテキストの緻密な読解に基づいてショルツは、「法論」とカント道徳哲学の連関を明らかにしようとする。その際とりわけ彼女は、『実践理性批判』「分析論」の冒頭 § 1-§ 4 の中に、「カント哲学全体における法論の体系的場を理解するための鍵」(Scholz 1972, 164)を見出している。この箇所ではカントは、客観的に妥当し、それゆえあらゆる人に対する拘束性を主張しようような「実践的法則」の可能性が、超越論的自由の想定に基づいていることを論証している。

§ 1 でカントはまず、「実践的法則」の概念について「定義 (Erklärung)」(V, 19)⁶⁾を行う。その際カントは、「格率」と「実践的法則」の二分法を導入する。「実践的な原則は、その条件が主観によってたんに自らの意志にとって妥当すると見られる場合は主観的であって、格率である。だが実践的な原則は、その条件が客観的に妥当する、すなわちあらゆる理性的存在者の意志に妥当すると認められる場合は客観的であって、実践的法則である」(ebd.)。このように、「実践的法則」が「格率」に對置されるものとして定義される場合、「実践的法則」ということで考えられているのは、主観的にのみ妥当すると見なされる条件に依拠することなく意欲を規定するような原則である。つまり、この「定義」によって主張されているのは、実践的な原則が客観的に妥当する「実践的法則」でありうるのは、ある特定の理性的存在者の意志だけに妥当するような条件には依拠せず意欲が規定される場合だということである。

では、あらゆる理性的存在者の意志にとって妥当すると認められる条件とは何か。続く § 2「定理Ⅰ」と § 3「定理Ⅱ」で、「欲求能力の客観 (実質)」、つまり「その現実性が欲求されている対象」(V, 21)を意志の規定根拠として含むような原則は、実践的法則ではありえないということが、二段階で論

6) カントの文献からの引用は、アカデミー版カント全集にもとづき、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で、本文中括弧内に表記する。

証される。第一に、「欲求能力の客観」を意志規定の条件として前提する原則は、すべて「経験的」であることが示される。こうした原則において、選択意志の規定根拠はある客観が実存するという表象である。この表象に対して主観が快を感じるときに、主観の欲求能力はその対象の現実化に向けて規定される。ところで、ある対象が私に快を与えるかどうかということについては、私がすでに行った経験を思い起こしたり、他の人の行為を観察したりして推測することしかできない。だとすれば、対象の現実化に向けて意志が規定されるかどうかということを、経験的な認識に依拠せずアприオリに知ることはできない。それゆえ、対象の現実性を意志の規定根拠とするような原則は、すべて経験的な実践の原則である。そして第二に、経験的にのみ認識されうる条件に依拠するような原則について、それを実践的法則と称することはできないということが示される。私の経験は、私に固有の「内的感覚の特性」(V, 23)に基づいて、私によって認識される。このように各人に固有の特性に基礎をもつ経験的要素が、原則の必然性を条件づけているとすれば、当然、そのような原則を、あらゆる理性的存在者にとって妥当するものと見なすことはできない。つまりこの原則が、客観的に妥当すると称されたり、実践的法則であると称されたりすることはできない。それゆえ、実践的法則と呼ばれうる原則からは、現実化が望まれるようなあらゆる対象、すなわち、あらゆる「実質」が捨象されなければならない。

この後、§4「定理Ⅲ」で、「ある理性的存在者が、自らの格率を実践的な普遍的法則と考えるべきだとすれば、彼はそれを、実質ではなく形式だけに従って意志を規定する根拠を含むような原理としてしか考えることはできない」(V, 27)と言われる。シュルツによれば、カントの論証において、「この段階で、思考の決定的な転回が生じている」(Scholz 1972, 178)。実践的法則と呼ばれうる原則は、あらゆる理性的存在者にとって客観的な妥当性をもつはずである。この理由で、原則から規定根拠としてのあらゆる実質が取り除かれるとき、同時にもう一つの事態が生じている。それは、「ある原則を同時に普遍妥当的であらしめるような、つまりその原則が法則であるこ

とを形成するような、意志の何らかの対象というものはありません」(ebd.) ということである。だとすれば、「普遍的立法にふさわしいと思われる格率が、おのずから実践的法則と見なされる」わけではない (Scholz 1972, 180) ということになる。つまり、何らかの原則について、それが主観的条件としてのあらゆる実質が取り除かれた普遍妥当なものだと私たちが考えるとしても、その内容それ自体が私たちの意志の対象となる場合には、当該の原則を実践的法則であると見なすことはできないということになる。実質の捨象という契機は、客観的妥当性をもつはずの実践的法則の指示内容が実質を含みえないということを含意するだけでなく、ある原則が実践的法則であるかそうでないかの区別の根拠にも関係するのである。

この事態に直面して、実践的法則であるか否かを特定する根拠としてもち出されるのが、「普遍的立法というたんなる形式」である。

ところで、法則からすべての実質、すなわち意志のあらゆる対象を（規定根拠として）捨象するなら、法則には普遍的立法というたんなる形式以外には何も残らない。それゆえ理性的存在者は、自らの主観的－実践的原理を、つまり格率を、同時に普遍的法則として考えることが決してできないか、あるいは、それに従うことによって格率が普遍的法則にふさわしいものとなるような、そうした格率のたんなる形式がそれだけで格率を実践的法則にするということを想定しなければならないかの、どちらかである。 (V, 27)

上で見たように、ある原則を採用する際に、その原則の適用によって現実化される何らかの対象を意志の規定根拠とする場合、「実践的法則」と「格率」とを区別することはできず、このとき、「その原則が法則としてあらゆる理性的存在者に妥当する」ということの根拠は失われてしまう。だとすれば、ある原則が法則であるということを担保する条件は、原則の指示内容の客観性だけでなく、主観が何を根拠に意志を規定するかということにも依拠する

ことになる。それはつまり、ある理性的存在者が、意志規定の条件として実質を捨象されているはずのある原則を、それが、あらゆる理性的存在者に対する普遍妥当的な立法であるという形式だけを根拠にして採用する場合に、はじめてその原則は「普遍的法則にふさわしいものとなる」のであり、その場合にのみ、実践的法則をたんなる主観的原則である格率から区別することができるということである。「実質の捨象」という契機が導入されることによって必然的に、実践的法則の概念は何を含むかという問いは、法則の指示内容という客観の側の問題だけでなく、法則に基づいて意志規定する主観の側の問題にも拡張される。ショルツの言う「思考の決定的な転回」とはこのことである。

ある原則が実践的法則であると考えられるためには、原則の指示内容から実質が捨象されなければならない、さらに、法則を自らの原則として採用する理性的存在者は、「普遍的立法の形式」、つまりそれが法則として立法されているということだけを根拠にして、その原則に適合して意志を規定するの でなければならない。まさにこの論点において、「実践的法則」という概念の思考可能性が超越論的自由の想定に依拠していることが証明される。

カントにおける拘束性理論上の根本的思想は、「実践的法則、無条件に必然的でまた端的に普遍妥当的な原則は、格率の立法形式の表象が意志の唯一の規定根拠でなければならない、またそうでありうる場合にのみ存在しうる」(Scholz 1972, 189) ということのうちにある。それゆえ、「法の法則が、語の厳密な意味において実践的法則として、つまり人間に拘束性を課す法則として考えられる限り、人間が、自分たちすべてにとって法則に従って可能な自由を相互に認め合う客観的必然性が、無条件的なものと考えられる限りにおいて、人間にとって法の法則の客観的必然性は——それに従うという可能性ではなく——ただ、人間が人格であるということ、すなわち『その自由が…道徳法則のもとに』(VI, 223) あるような理性的存在者であるということにのみ依拠しうる」(Scholz 1972, 199)。義務や法、拘束性といった諸概念が、客観性と必然性というメルクマールを備えた概念でありうるのは、超越論的

自由の想定のもとにおいてのみである。つまり、「超越論的自由は実践的法則の存在根拠 (ratio essendi)」(Kersting 1983, 289) なのである。

(2) 法における動機の放棄と「強制」

周知のように、『実践理性批判』では上で見た § 1- § 4 の分析に続いて、意志の自由と無条件的な実践的法則の参照関係が示されるとともに、超越論的自由と道徳法則の客観的實在性が、「私たちがアプリオリに意識しており、しかも必当的に確実なものとして意識している純粹理性の事実」(V, 47) として示されることになる。だがショルツによれば、「法論」はこの「理性の事実」の教説のテーマではありえない。超越論的自由が実践的法則の「存在根拠」であるとしても、道徳法則がそうであるような仕方、法の法則が自由の「認識根拠 (ratio cognoscendi)」となることはない。ショルツはこのテーゼを、法に特有の「強制」の問題とともに明らかにしている。

「法論への序論」においてカントは、法概念の定義から法の普遍的原理と法の法則を導き、法が外的行為の領域のみに関わること、そして強制の権能が法概念にとって構成的な要素であることを示している。「あらゆる行為は、あるいはその行為の格率に照らして、各人の選択意志の自由があらゆる人の自由と普遍的法則に従って両立可能であるなら、その行為は正しい」(VI, 230)。この法原理によって、万人の自由の両立可能性として示される正しさは、外的な行為だけによって確保できるのだから、法に適った行為が選択される際に、それが正しいということを動機にすることまでもが求められるわけではない。そして、すべての人の自由と両立するような各人の自由の空間を守ることを含意する法概念は、強制する権能と「矛盾律に従って結びついている」(VI, 232)。

確かに、法が強制権能と結びついており、それゆえ法則に従う際の心術を問わず、法義務を遂行する誘因としての強制を許容するのであれば、ショルツが主張するように、法の法則が道徳法則のような仕方、自由の「認識根拠」となることはない。だがそうすると、カントの法哲学をその実践哲学

の文脈に位置づけて、法の拘束力を説明することはできないことになるのだろうか。上で見たように、道徳であれ法であれ、何らかの規範的原則について、それが拘束性を要求しうる「実践的法則」であるとすれば、規範に従う人間の側に、法則の表象だけを動機とした意志規定が前提されなければならないはずである。だが「実践的法則」の概念分析から得られるこの証明によって、規範として拘束力をもつべき法原則には次のような問題が生じることになる。「すでに実践的法則の概念が、意志の直接的な規定根拠としての格率の立法形式という概念と、それゆえやはり、動機としての義務の理念の表象と分かちがたく結びついているなら、次の問いはなお未解決のままである。つまり、それなら、『義務そのものの理念以外の動機を容認する』（Ⅵ, 219）ような理性の立法は、いかにして可能であるべきか、という問いである」（Scholz 1972, 201）。

ショルツはこの問題に関して、カントの法哲学を伝統的な自然法論において問題とされてきた法的強制を証明するものとして説明し、「道徳的に可能な強制」のための諸条件を明らかにすることによって、「法論」がカント実践哲学の体系に位置づけられうるものとなっていることを示している。

道徳的に可能であるのは、その強制の格率を通じて、その格率が普遍的法則となることを、つまりあらゆる人がその格率に従って行為する権限をもつということを、あなたが同時に意欲しうるような、そうした強制である。しかし、私が理性的存在者として自分の外的な自由を必然的に意欲するのであれば、いかにして私は、それに従って他者が私を強制する権限をもつような法則を意欲することができるだろうか？ この法則に従って私自身が——他のあらゆる人と同様に——外的に自由であることになる場合、そしてその場合にのみ私は、それによって他者が私を強制する権限を得るような法則を意欲することができるだろう（Scholz 1972, 208）。

実践的法則としての法は、道徳的主観性を放棄する代わりに、合法則的行為の遂行原理の位置に強制を置く。この強制は、法則に従って両立するすべての人の外的な自由を保障することにより、私の自由をもまた可能にし、この同じ法則に従って、すべての人の外的自由と両立しえないような私の行為に対して強制が向けられる。このとき私は自らに対する強制を、普遍的法則とともに（あるいは、普遍的法則として）意欲していると言うことができる。それゆえこの法的強制は、立法的意志に矛盾することなく、道徳的に許容されうるものであり、「道徳的に可能なことの最上の基準に適合して道徳的に可能である」（Scholz 1972, 209）。

法論の基礎にこうした「強制行為の道徳的な判定」（Scholz 1972, 211）を考えるなら、「ただ外的な行為とその行為が法則に適合しているということだけに向けられる」（VI, 214）ものでありながら、同時に客観的妥当性をもつ「実践的法則」としての法を考えることができる。法的な強制は、万人の自由を両立可能にするような普遍的法則を遂行するものとして、この法則を意欲する同じ意志によって意欲される。強制の道徳的可能性についてこのように考えるときにはじめて、法の法則に関するカントの二つの想定、つまり、客観的に妥当する理性の法則であるという想定と、それが外的行為のみにかかわるものであるという想定を、自己矛盾を含まないものとして理解することができる。強制が、道徳法則とは区別される「法の法則の固有の原理をはじめて理解できるものとする」（Scholz 1972, 210）のであり、強制の道徳的正当化についてのこの論証によって、同時に、道徳的主観性を断念するという法論の独自性の根拠もまた示されていることになる。

第2節 オーバーラーの見解

オーバーラーは、『自由の秩序』の出版された1984年に、同書への書評を著している。当時発表された他の書評の論者たちと同様、彼もまた、ケアスティングに対する極めて高い評価を示している。ただし彼は、ケアスティン

グの議論がいくつかの箇所で、カント解釈の「正しい道を離れる」危険を冒していると警鐘を鳴らす。オーバラーは、ケアスティングが「G. ショルツによる根拠のない論文」に影響を受けていることを非難しており、とりわけその非難は、「法の法則は定言命法ではないし、またありえないというショルツの見解を受け継いでいる」ことに向けられている（Oberer 1984, 118）。

オーバラーは、「法論への序論」において、法の法則が「拘束性を課す」（VI, 231）とカントが述べていること、そして「人倫の形而上学のための予備的諸概念」において、「拘束性」の概念が「理性の定言的な命法のもとにある自由な行為の必然性」（VI, 222）として定義されていることから、「すべての実践的法則（法と徳の！）は、道徳的－理性的存在者の前に定言命法として現れるものとして特徴づけられている」（Oberer 1984, 119）と主張し、これを根拠に、ケアスティングが自らの解釈に取り入れているショルツの見解を「誤った解釈」であると断じている。だがオーバラーは、ケアスティングがこのあと、法の法則を「定言命法の特殊化されたバージョン」（Kersting 2007, 104）であると述べる箇所で、その議論が「正しい道」に戻ってきたと見なし、安堵しているようである。ケアスティングのこの発言をショルツからの離脱と見なすオーバラーは、その離脱の理由を次のように見ている。「種は類の規定を含んでいるので、ケアスティングにとっても、法の法則は結局のところどのみち定言命法であり、その法に特化した部分というのは、強制権能および義務遂行のための動機が（法の法則においては）任意であるということにあるからである」（Oberer 1984, 119）。

上述の「種は類の規定を含んでいる」という議論については、オーバラーの2006年の論文で詳しく言及されている。オーバラーによれば、『人倫の形而上学の基礎づけ』および『実践理性批判』、すなわち、いわゆる「基礎づけの著作」は、人倫の形而上学の可能性のための純粹に合理的な根拠を追求するカントの理論的試みである。『理論と実践』においてカントが主張しているように、理論的観点において考える無条件的な妥当の絶対的原理は、実践的な観点においても無制限に妥当する。この見解のもとでカントは、

その道徳哲学において、厳密に定義された意味で、「妥当理論的」(Oberer 2006, 260) な措置を取る。「純粋に合理的で、それゆえ純粋に形式的な根拠」だけが、規範の任意性を避けることができるのであり、無条件の必然性のうちに係留されることがなければ、「道徳的な(それゆえ倫理的そして法的な)諸要求の正当化は、任意のままである」(Oberer 2006, 261)。『人倫の形而上学』において展開される法論と倫理学は、それに先立つ「基礎づけの著作」で展開された「道徳性」の教説のもとにある。ここからオーバーラーは、『『道徳性』は、上位にある(類の)術語であり、『法』は〔そして「倫理学」も(引用者による注釈)〕、下位にある(種の)術語である」(ebd.) と主張するのである。つまりオーバーラーの見解では、法と倫理学という二つの部分領域を包括する「Sitten」の全体領域において、純粋に形式的な妥当法則として機能するのが「道徳法則」であり、法は倫理学とともに「Sitten」の下位区分に位置づけられるのだから、法の法則は、「道徳法則」すなわち「定言命法」と「どのみち」同一だということになる。

またオーバーラーは、この「道徳性」の教説が、「純粋な意志」という理念に係留されていることにも言及している。「純粋な意志」という概念には本性上、傾向性から行為するという可能性が属することはない。というのも、「傾向性の汚染ということを考えるためには、経験的知識が必要であるだろうが、そうした経験的知識は、純粋な意志という称号を考えうることの彼方にあるからである」(Oberer 2006, 262)。それゆえ純粋な意志は、義務に基づいて行為することしかできない。もちろん、そのような意志は「実体的なものとして現実に『ある』ということはない」(ebd.) ことをオーバーラーは心得ている。それゆえ、道徳法則の基礎づけのレベルでカントが、現実の人間の意志について語ることはないのであって、あくまでも純粋な意志は、純粋な「理性概念」として、ただ倫理学と法論を基礎づけるものとして位置づけられる。ただし、だからと言って、道徳法則がたんに認識原理としての方法論上の機能だけをもつというわけではない。オーバーラーによれば、「道徳法則は、徹頭徹尾、遂行原理としても機能を果たす。……それは私たちに義

務に基づいて行為することを要求する。道徳性（義務に基づいて義務を遂行することとしての）は、理念としての性格をもっている。それは無限の目標である。……それを果たすことの不可能性は、原則的に矛盾なしには考えることができない（純粹理性の事実についてのカントの教説 V, 31）」（Oberer 2006, 262f.）。

このようにオーバーラーは、「法論」もまた「理性の事実」の教説の一部であると考えている。そして、カントが「基礎づけの著作」において主題化した「道徳性」を、法と倫理学の上位に位置づけられる「類」概念とみなし、定言命法としての道徳法則を、義務の「認識原理」においても「遂行原理」においても、法の法則と同一視している。

結論：ショルツとオーバーラーの比較的検討

オーバーラーは一方で、「法的行為を私の格率にすることは、倫理学が私になす要求」（VI, 231）であり、それは法の要求ではないという、「法論」におけるカントの示唆に基づいて、「法は、諸個人の外的行為にのみその限界を指示し、この限界を顧慮することで、自由に行うことが矛盾なく可能になる」（Oberer 2006, 265）ということを確認している。しかし、他方で彼は、「自己の完成」と「他者の幸福」という倫理的要求を通じてはじめて、人間の「法的主体性」が保持されうると考え、次のように述べている。「私自身が、自由に、すなわち私自身の権利によって……私によって偶然的に獲得された何らかの権利を縮減する」ということにおいて示される「法的主体性」に対して、私たちは「制約されえない仕方で、義務づけられている」（ebd.）。この言及は、彼が法の法則を「理性の事実」の教説のうちに位置づけようとするその議論の延長上でなされている。オーバーラーは、規範の合理的、形式的根拠としての「道徳性」を「類」概念として、そこに包摂される「種」概念としての法と倫理学に等しい位置づけを与えていたはずである。それにもかかわらず、結局は、法を倫理学に従属させることになってしまっているの

は、彼が「理性の事実」というテーゼのもとで、法の法則と道徳法則を同一視していることと無関係ではないのではないだろうか。

第1節で確認したように、ショルツは、動機の道徳性を放棄するという点で、法の法則を道徳法則から区別し、ここにカント実践哲学における法論の独自性を見て取っている。ショルツのこの論点に対してオーバーラーは、カント解釈の「正しい道を離れている」と非難していたが、このとき彼は、法の法則の拘束性要求と、「理性の定言的な命法のもとにある自由な行為の必然性」(VI, 222)という「拘束性」概念の定義から、法の法則もまた定言命法であるとの結論に至っている。ショルツの見解においてもまた、道徳法則と法の法則はともに、「実践的法則」の概念が要求する二つの要件、すなわち、原則の普遍妥当性と法則の表象のみに基づいた意志規定という要件を満たしていなければならない。ただし彼女は、法義務を遂行する動機の問題を顧慮する場合には、意志の規定根拠に関する後者の要件を強制権能に置き換えることができるという点に、法の法則の独自性を見ている。定言命法によって示される道徳法則は、本質的に義務の動機と結びつけられているのに対して、法の法則は、義務を遂行する誘因としての強制を許容するという点で、両者は互いに分離する。つまり、道徳法則と法の法則は、義務の「認識原理」においては一致しているが、この一致は、義務の「遂行原理」を顧慮する際には終了するのである。

この論点に関して、オーバーラーは、定言命法の「法に特化した部分」というのは、「強制権能および義務遂行のための動機が（法の法則においては）任意であるということにある」(Oberer 1984, 119)と述べているにもかかわらず、その含意を追求することなく、動機の任意性を保ったまま、法の法則と定言命法が、遂行原理においても同一視されうると考えている。確かに、オーバーラーが指摘するように、倫理学であれ法論であれ、実践哲学の文脈で示される法的、倫理的要求が無条件の妥当性を獲得し、規範の任意性を回避しうするためには、妥当理論上の「純粹に合理的で形式的な根拠」(Oberer 2006, 261)が保持されなければならない。ショルツは、この問題をはっき

り認識している。そして彼女は、この問題提起のさらにその先で、それを道徳的主観性の放棄という法の独自性の問題と結びつけている。規範としての法の拘束性要求と、法義務の遂行が道徳的心術を断念しているという、法にとって構成的な2つのメルクマールをつなぎ、法に現実性を与えるのは、法的強制である。この強制が、法的主体によって普遍的法則として意欲されうるものでなければならないという条件において、法の客観的妥当性が確保される。ショルツのこの解釈によって、「法の法則は、その強制権能に対応する義務に合わせた、道徳的命法の修正であることが明らかになる」(Kersting 1983, 288f.)。法における動機の任意性とその強制権能を適切に主題化できていないオーバーラーに対して、ショルツの論考こそが、カント実践哲学の文脈上に「法論」を位置づける解釈として、首尾一貫性を保持していると言えることができるだろう。

[参考文献]

- Kersting, Wolfgang, *Neuere Interpretationen der Kantischen Rechtsphilosophie*, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung* Bd. 37, 1983, S. 282-298.
- , *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, De Gruyter, 1984; 3. erweiterte und bearbeitete Auflage, mentis 2007.
- Oberer, Hariolf, Rezension zu: Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin/New York 1984, in: *Kantstudien* 77, 1986, S.118-122.
- , *Sittlichkeit, Ethik und Recht bei Kant*, *Jahrbuch für Recht und Ethik* 14, 2006.
- Scholz, Gertrud, *Das Problem des Rechts in Kants Moralphilosophie*, Diss. Köln, 1972.
- Schopenhauer, Arthur, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, Stuttgart: P. Reclam, 1987.

(人文学研究科助教)

Abstract

Die Stellung des Sittengesetzes in der „Rechtslehre“ von Kant

Megumi YONEDA

Wolfgang Kersting veröffentlichte 1984 seine monumentale Habilitationsschrift *Wohlgeordnete Freiheit*. Darin strebt Kersting eine „umfassende und philosophische Rehabilitierung“ von Kants Rechtsphilosophie an und argumentiert, dass die geeignete theoretische Grundlage für das Recht nur in der „notwendigen und systematischen Verbindung von Rechtstheorie und kritischer Moralphilosophie“ zu finden sei. In dieser rechtfertigungstheoretischen Diskussion weist Kersting darauf hin, dass seine Argumentation in mehreren Punkten, die den Kern seiner theoretischen Konstruktion bilden, auf der Abhandlung von Gertrud Scholz basiere. Laut Kersting war der Kölner Dissertation von Scholz aus dem Jahr 1972 der erste „Versuch, die Beziehung zwischen Kants Rechtsphilosophie und Moralphilosophie auf der Basis einer sorgfältigen Analyse der einschlägigen Textpassagen zu untersuchen“. Er betrachtet in seinem Aufsatz von 1983 das Argument von Scholz als gültig, weil sie Kants Rechtstheorie richtig interpretiert als auf Kants Moralphilosophie basierend. Kersting entwickelt auch in seiner Schrift *Wohlgeordnete Freiheit* seine eigene Interpretation von Kants Rechtstheorie, die weitestgehend mit den Argumenten von Scholz übereinstimmt.

Dieser Aufsatz konzentriert sich auf die Argumentation von Scholz bezüglich der Beziehung zwischen Recht und Moralphilosophie. Abschnitt 1 untersucht die Details der Argumentation von Scholz, während Abschnitt 2 eine Interpretation von Hariof Oberer untersucht, der die Argumentation von Scholz als „unbegründet“ ablehnt. Durch den Vergleich der Ansichten von Scholz und Oberer kommt man zum Schluss, dass gerade Scholz' Argumentation als Interpretation von Kant konsequent ist, wie Kersting bereits eingeschätzt hatte.